

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年2月5日

中部地方整備局長 勢田 昌功

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

#### 1. 当該招請の主旨

競争参加資格審査申請・受付システムは、2年に1度の建設工事の定期の資格審査において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、インターネット方式による申請受付を行うために開発されたシステムである。

本業務は、中部地方整備局が代表機関として実施する令和3・4年度競争参加資格審査（建設工事）インターネット受付、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援、また申請者からの問い合わせ対応等を行うものである。

（申請予定者数27,000者）

業務の実施にあたっては、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけでなく、各参加機関の競争参加資格審査制度を十分に把握したうえで、改良及び運用支援等を行わなければならない、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

## 2. 業務概要

(1) 業務名 令和3・4年度競争参加資格審査インターネット一元受付システム運用支援・改良及び受付対応業務

### (2) 業務内容

- ① システム機能改良
- ② システム環境構築
- ③ 運用支援
- ④ サーバー等機器類の整備
- ⑤ パスワード発送
- ⑦ インターネット受付対応
- ⑧ 資料作成及びインターネット受付統括
- ⑨ ヘルプデスクの開設

(3) 履行期間 契約締結の翌日から令和3年3月12日まで

### 3. 業務目的

本業務は、中部地方整備局が代表機関として実施する令和3・4年度競争参加資格審査（建設工事）インターネット受付に対応するための既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援、またインターネット受付対応、ヘルプデスク開設を行うことを目的とする。

### 4. 参加者に求める応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

#### 1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「業務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格の認定を受け、A等級に格付けされた者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

④ 中部地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥説明書の交付を直接受けた者であること。

## 2) 技術力に関する要件

①本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）をシステム運用開始前において、受注者自ら構築できること。

②本業務に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

③本業務に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む。）できること。

## 3) 業務執行体制に関する要件

①業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

②システム及びサーバーにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。

③緊急時及び障害発生時等に対応するため、調査職員と管理技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

④システム機器操作に関する指導教育を行い受付業務に対応できること。

## 4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していること。

- ・同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）において、Web方式により公共事業に関する競争参加資格申請データを受付し、複数の機関に受付したデータを提供できるシステムの開発又は改良を行った業務

※（注1～3）の説明は別紙のとおり

#### 5) 配置予定管理技術者に関する要件

配置予定管理技術者は、下記①に示される同種又は類似業務について、平成21年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において1件以上の実績を有していなければならない。また、下記②に掲げるいずれかの資格を有すること。

##### ①業務実績

- ・同種業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）において、Web方式により競争参加資格に関する申請データを受付し、複数の機関に受付したデータを提供できるシステムの開発又は改良を行った業務

※（注1～3）の説明は別紙のとおり

##### ②資格要件

以下のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士：総合技術監理部門（情報工学又は電気電子を選択科目とするもの）又は情報工学部門、電気電子部門
- ・PMP又は情報処理技術者（応用情報技術者以上）

※旧資格の同等以上を含む。

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

#### 1) 契約関係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号

館6階 中部地方整備局総務部契約課購買第二係

電 話 : 052-953-8138

F A X : 052-953-8199

#### 2) 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号

館6階 中部地方整備局総務部契約課調査係

電 話 : 052-953-8138

F A X : 052-953-8199

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

#### 1) 説明書を上記(1)2)の問い合わせ先で交付する。

交付期間は令和2年2月5日から令和2年2月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)2)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

2) 希望者には、記録媒体（CD-R等）を上記(1)2)に持参することにより電子データを交付するので、予め上記(1)2)の問い合わせ先に申し出ること。また、郵送による場合には、予め上記(1)2)の問い合わせ先に連絡し、上記

(1) 2)に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封し郵送すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和2年2月19日（水）18時00分

提出場所：上記（1）2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、若しくは電子メールによる。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定  
期限

令和2年3月9日（月）18時00分

(4) 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供

等」の東海・北陸越地域の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

## 別紙

(注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第二条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

(注2) 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区）をいう。

(注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。